

2020年11月
第26号

2020年11月20日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

http://msk-f.net
mail : info@msk-f.net

目次:

- 控訴書でも不当判決！ 1
- 控訴審判決について 2
弁護士 白石 寛
- 他地方の状況 2
- 連絡協議会・声明文 3
- 福岡朝鮮学園・声明文 4
- ドキュメント10.30・写真 4

「九州無償化裁判控訴審も棄却！」 **不当判決!**
生徒・支援者らの怒りのシュプレヒコールが裁判所を包む！

■ 不当な「判決言渡し」！ 控訴審までも国へ付度



2020年10月30日(金)、全国で最後となる「九州無償化裁判控訴審」が、福岡高等裁判所101号法廷で開かれました。少ない傍聴席を求めて250人を超える方々が裁判所に駆けつけました。

裁判官3人と、原告側は後藤弁護団長以下13人、被告側弁護団2人と、高校生を含む傍聴者39名で、開廷前にテレビ撮影が行われ、その後、13時30分に矢尾裁判長が「主文・本件控訴を棄却する」などと、淡々と無表情で読み上げたかと思うやいなや、裁判官3人はそのまま退席、その時間、わずか10秒余り、何という非情な行動だろうと思いました。

傍聴者は、何が起こったのかよく分からず、しばらく立ちすくんでいましたが、やがて、「差別を裁判所までが認めた判決だ」と怒りを込めた面持ちで会場を後にしました。

裁判所の門前では、「不当判決」の旗を前にして、生徒や原告、



保護者、支援者らが大きな声で「差別反対！直ちに適用しろ」などのシュプレヒコールを繰り返していました。



その後、会場をサイエンスホールに移して、記者会見と報告集会が開かれました。

記者会見には、多数の新聞・テレビ各社が詰めかけ、次々に質問をしました。



「上告をするのか」という質問に、金敏寛弁護団事務局長は「上告をする方向で関係者と早急に相談して決めたい」と述べました。

また、報告集会には、東京、愛知、広島、大阪、京都などの支援者も含めて約250人が参加しました。また、前回に引き続き、ZOOMを利用した遠隔参加も行われ、東京、折尾、韓国から参加されました。



미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

報告集会前に、福岡ふれあい納涼祭実行委員会から支援金、京都からマスク贈呈の伝達が行われ、その後、**金敏寛弁護士事務所**長の司会進行で報告集会が始まりました。



最初に、弁護団から、**安元隆治弁護士**が判決文及び分析に対して説明を行い、数名の弁護士が補足説明を行いました。

(判決内容詳細は別項参照)

続けて、**後藤富和弁護士**は、「不当判決だが、負けたのは裁判所だ。人権の砦の裁判所が権力に負けたのだ。朝鮮学校に一度も行かなくてどうして子どもたちの心が分かるのか」と怒りを込めて話しました。



その後、朝鮮学園とオモニ会からの声明が読み上げられました。



続いて、遠方からの参加者中、5人の連帯挨拶があり、力強い激励の言葉に会場は大いに盛り上がりました。



そして、朝高生によるアピールが行われ、拍手と激励の言葉が飛び交い、会場内は最高潮に達しました。

最後に、朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会からの「集会アピール」が行われ、集会を終了しました。

(文責:中村元氣)

控訴審(福岡高裁)判決について

弁護士 白石 覚

みなさん、こんにちは。弁護団の白石覚です。



10月30日に言い渡された、控訴審判決(本判決)についてご報告したいと思います。

1 判決の概要について

(1) 弁護団の主張

弁護団は、控訴審においても、第1審同様、

- ① 本件不指定処分の真の理由は、文科大臣が i 13条に適合しない[規程13条をみたと認めるに至らない]と判断したからではなく、ii ハ号を削除したからであり、
 - ② ii ハ号削除は違法である、
 - ③ 仮に①②が認められなくとも i 13条に適合しないとした判断は違法である
- と主張していました。

(2) 本判決は、われわれの控訴を棄却しましたが、

まず、③につき、規程13条の判断にあたって、朝鮮高校が「不当な支配」を受けているとの合理的疑念が払拭されない以上、同条に適合していると認めるに至らないとした文科大臣の判断は合理性が認められる(違法ではない)、としました。

そして、①②については、朝鮮高校が13条に適合する(③が認められる)ことを前提にしたものであって、③が認められない以上、判断する必要がない、としました。

2 検討

(弁護団の見解ではなく、あくまでも私の個人的意見です。ご了承ください。)

ここでは、③について検討したいと思います。

(1) 「不当な支配」とは…?

本判決は、朝鮮総聯と朝鮮高校との

関係性をあげ、「不当な支配」を受けているとの合理的疑念が払拭されない、としています。

教育が「不当な支配」に服してはならない、と定める教育基本法は、戦前の日本における教育が国家による強い支配を受け、軍国主義的または極端な国家主義的傾向に流れたことを反省し、日本国憲法の精神にのっとり、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献するためには、教育が根本的重要性を有するとの考えから、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的かつ個性豊かな文化の創造をめざす教育を基本理念として制定されました(これは有名な最高裁判決を参考にしたものです)。

したがって、「不当な支配」とは、特に行政機関による介入を警戒したものであり、行政機関(文科大臣)が他の機関による教育への「不当な支配」があるかを判断するにあたっては慎重でなければならず、ということもありません(むしろそれが行政による「不当な支配」になりかねません)。にもかかわらず、本判決は、「不当な支配」がどういったことを指すのかについて述べないまま上記判断をしています。

他地方の状況

- 広島(上告審)
上告理由書を提出しています。
- 愛知無償化訴訟総括集会
2020年11月12日(木)
- 朝鮮学校差別反対集会
2020年11月21日(土)
- 朝鮮学校を支援する全国
ネットワーク2020年集会
2020年11月22日(日)

2020年11月

(2) 「ウリハッキョ」

朝鮮高校を高校無償化法の対象としないというのは、ただお金が貰えない、という問題なのでしょうか？朝鮮学校での教育という意義を、控訴審において提出した意見書から抜粋して考えてみたいと思います。

「在日朝鮮・韓国人等は、日本に在住する朝鮮国公民としての側面、日本社会で生活を営む市民としての側面、および、選挙権を有していないが日本の政治に参加する『準』日本国公民としての側面を、あるいは、日本に在住する朝鮮国公民の思想としての側面、および、選挙権を有して日本の政治に参加する日本国公民としての側面を一つの人格に統合し、自らのアイデンティティを確立するという実に困難な課題と向き合わなければならない。この困難な課題と格闘しようとしたからこそ、朝鮮学校においては独自の民族教育が自律的に追求されたのだと見られるのである。」

この指摘がみなさんの心や考えと合っているかはわかりません。ただ、朝鮮学校で学ぶ生徒たちを対象としない、という判断にあたり、行政は彼らにとっての朝鮮学校の意義、というものを慎重に検討したのでしょうか。



3 「勝つまでたたかう」

しかし、まだまだ終わったわけではありません。最高裁へ場は移ります。前団長の故服部弘昭弁護士の言葉どおり、闘い続ければ負けません。必ず、仲間は増え、偏見のない寛容な社会が実現するはずです。

みなさんとともに、頑張りましょう！

生を差別し、傷つける判決に私たちの心は、またもや大きな驚きと怒りで一杯です。

私たちは、本日のこの『不当判決』を絶対に認めず、直ちに上告してたたかいます。そして、決してひるむことなく生徒たちを励ましなが、今後とも民族教育の擁護、子どもたちの学ぶ権利の保障を求め、全国の支援者とともに、勝利の日まで共にたたかっていきましょう。

福岡朝鮮学園 声明文

2013年12月19日、九州朝鮮中高級学校の生徒68名が「高校無償化」からの排除の不当性を訴えて、日本国を相手に国家賠償請求訴訟を提起して6年10ヶ月、福岡高等裁判所は、昨年の小倉地裁不当判決に続き、本日、原告敗訴判決を下しました。私たちは、これを「高校無償化」法の趣旨に反し、子どもの学習権や民族教育の意義を一顧だにしない不当判決と捉え、強く抗議します。

全国5カ所の裁判では就学支援金の受給権が高校生1人1人に与えられた権利であることを忘れ、「高校無償化」法の趣旨を無視し、国が主張する「不当な支配」論に基づき、高校生や学園の請求を棄却する判決を繰り返してきました。本日また福岡高裁が不当判決を下し、「人権の砦」であるはずの司法が自らその役割を放棄し、朝鮮学校差別に不当な「お墨付き」を与えたことは、極めて深刻な事態です。

昨年「改正子ども・子育て支援法」が国会で成立し、幼児教育・保育無償化がスタートいたしました。

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会 声明文



九州朝鮮高級学校生徒達が、「高校無償化」の適用を求めて日本国を相手どり、2013年12月19日に提訴して6年10ヶ月、福岡高等裁判所は、2019年3月の福岡地裁小倉支部不当判決に続き、本日、不当な原告(控訴人)敗訴判決を言い渡しました。一昨年からの東京・大阪・愛知の提訴を退けた最高裁決定、そして、先日、16日の広島高裁の不当判決に続く今回の不当判決に対し、「政府に続き、司法までもが『高校無償化』法の趣旨に反し、朝鮮学校差別を公然と行った不当な措置、判決だ」として、私たちは、万感の思いを込めて怒りと抗議の声を上げます。

この間、当時の九州朝鮮高級学校生は、勉学やクラブ活動、友だちとの語らに費やされるはずの多くの時間を割

いて街頭に立ち、「『朝鮮学校だから』ということだけで高校無償化適用除外は差別だし、学ぶ権利はみな平等にあるはずです。」「朝鮮学校で学ぶ私たちにも、日本の学校の生徒と同様に学ぶ権利があることを分かってもらいたいと思っています」などと訴え続けてきましたし、裁判でも意見陳述を行ってきました。

私たち連絡協議会も、これまで、福岡朝鮮学園や弁護団、多くの支援者とともに、街頭宣伝や署名活動、節目の決起集会などを行ってきました。特に、昨年の福岡地裁小倉支部判決後には、毎月「3.14を忘れない、第2木曜日行動」として福岡・天神での街頭宣伝も続けてきました。

しかし、この切実な生徒や保護者、私たちの声は裁判官の心には届かなかったのでしょうか。公正、公平な判断を旨とする裁判所までが朝鮮高級学校



すべての子どもには学びへの権利があります！

ところが、全国の朝鮮学校幼稚園や、インターナショナルスクールなど、各種学校の認可を受けて幼児教育を行っている外国人幼児教育施設だけ検討から外された結果、無償化の適用除外となっております。

なぜ、朝鮮高級学校や各種学校の幼児教育施設だけがこの無償化から除外されているのでしょうか。

この国がいう「すべての子どもたち」には朝鮮学校・朝鮮幼稚園に通う生徒や幼児は含まれていないのでしょうか。

教育の機会均等や民族教育の保障は、憲法をはじめとする国内法規や国際人権法に定められ、政府・地方自治体として実行しなければならない責務です。

国連の人権差別撤廃委員会は、日本政府に対して、朝鮮学校への「高校無償化」制度の適用と、地方自治体の補

助金の再開・維持を勧告しています。

私たちは、日本政府が国際社会の勧告に真摯に耳を傾け、朝鮮高校在校生に「高校無償化」を即時適用し、「就学支援金」を支給するよう強く求めるとともに国家や行政府による「ヘイト」をやめさせ、朝鮮学校に通う生徒たちの学ぶ権利を保障する改善措置をとるよう強く求めます。

本日の不当判決は、本校の68名の原告にのみ関わるものではありません。

「高校無償化」制度が始まった2010年から現在まで全国の朝鮮高級学校10校に在籍したすべての朝鮮高校在校生に該当するものであり、行政府の主張をそのまま受け入れ、子どもたちの神聖な学ぶ権利を侵害し、司法の歴史に汚点を残した全国5カ所の高裁の不当判決を、私たちは絶対に認めませ

ん。

私たちは、全国の朝鮮高校在校生が平等な学習権を享受し、心おきなく学び成長する社会を実現するため、また多民族・多文化を理解し共存共栄する社会を築くために、今後とも民族教育活動に全力を注いでまいります。

これからも全国10校の朝鮮高校在校生と卒業生、また保護者と在日同胞はもとより、弁護団の諸先生の方々、多くの日本の友人の皆さまと世界の支援者とともに、良心と正義が実現するその日まで闘いを力強く継続することを誓います。

最後に、今日まで私たちの裁判運動を支え、惜しみないご協力を下さった全ての方々に、心から感謝の意を表するとともに、これからも温かいご支援・ご協力を賜るよう、よろしくお願い申し上げます。

